

読書で はぐくむ 京の子ども夢・未来

感性を磨き「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動の推進
～言語力、想像力、表現力の育成を社会総がかりで～

平成22年 1 月

京都府教育委員会

— 目 次 —

はじめに	1
第1章 第二次推進計画策定の趣旨	3
第2章 第一次推進計画期間における成果と課題	
1 第一次推進計画期間における施策・達成状況について	
(1) 第一次推進計画期間における施策について	4
(2) 平成20年度における努力目標の達成状況について	5
2 第一次推進計画期間における成果	
(1) 子どもの読書活動の意義・重要性についての意識の高揚	7
(2) 読書活動の定着化	7
(3) 特別支援学校での各種コンクール等への参加による意欲 の向上	7
(4) 学校と図書館等やボランティアとの連携の拡充	7
(5) 府立図書館における市町村や学校等への支援の促進	7
(6) 児童・生徒・府民の読書活動の活性化、読書意欲の向上	7
3 第一次推進計画期間における課題	
(1) 家庭における読書活動の充実	8
(2) 学力の基盤となる「言語力」を高める読書活動の推進	8
(3) 特別支援学校における読書活動の充実	8
(4) 学校図書館機能の充実	8
(5) 学校とボランティアや図書館等との連携	8
(6) 学校図書館図書標準の達成状況	8
(7) 子どもの読書活動推進計画の策定	8
第3章 推進計画の基本的な考え方	
1 推進計画の基本的な考え方	9
2 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	9
(2) 学校等における読書活動の推進	9
(3) 地域社会における読書活動の推進	10
(4) 効果的な読書活動の推進	10
3 推進計画の期間	10

第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	11
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	11
ア 読書活動への理解の促進	11
イ 学校等との連携	12
2 学校等における読書活動の推進	
(1) 学校等の役割と取組	13
ア 読書活動の推進における学校等の役割	13
イ 保育所、幼稚園における取組	14
ウ 小・中・高等学校における取組	15
エ 特別支援学校における取組	16
オ 教職員の推進体制	17
(2) 学校図書館の役割と取組	17
ア 学校図書館の役割と取組	17
イ 学校図書館の図書資料の充実	18
ウ 学校図書館の情報化	18
エ 学校図書館の開館	18
オ 余裕教室等の活用	19
3 地域社会における読書活動の推進	
(1) 図書館等の役割と取組	20
ア 市町村立図書館等の役割と取組	20
イ 府立図書館の役割と取組	21
(2) 民間団体の役割	22
ア 民間団体の活動の役割	22
イ 民間団体との連携	22
4 効果的な読書活動の推進	
(1) 関係機関等の連携・協力	23
(2) 啓発・広報の推進	23
ア 情報提供・啓発	23
イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	24
(3) 推進体制の整備	24
※ 用語の解説	25
※ 子どもの読書活動を推進するために	27

はじめに

子どもは空想の天才です。親の膝ひざの上で物語を聞きながら、親の予測もしない言葉が飛び出したり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくことになります。乳幼児期の絵本や童話との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



児童期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。下校の刻限まで、校庭で友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子、外国の物語に魅せられる子、科学や宇宙など自分の気に入った分野に目を向ける子など、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。それは児童の個性を形づくり、その子の人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。



中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり、向かい合ったりしながら思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然などを見つめる目が育っていくのが見えます。その子の興味や関心を方向付ける書物に出会うことも稀まれではないのがこの時期でもあります。教師の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子もいます。人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期には、自分の興味・関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来設計にどう読書を生かすかが重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の銘と称すべき本や一文に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してくると、家庭を中心として、学校や地域社会などあらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし、読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。



読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き読解力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、また、言語力を高め、論理的思考力や深い情緒をはぐくむ上でも欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

第1章 第二次推進計画策定の趣旨

読書活動は、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）で、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

子どもの読書活動を推進するため、これまでもさまざまな取組がなされてきました。国においては、平成11年8月に、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。さらに、子どもの読書活動を推進する取組を進めていくため、平成13年11月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」案が議員立法により国会に提出され、同年12月に公布・施行されました。

さらに、平成16年2月の文化審議会答申においては、読書は、国語力を形成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上での中核となるものであり、すべての活動の基盤となる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものであると規定するとともに、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことの必要性を提起しています。

京都府では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受け、平成16年3月、子どもの読書活動の総合的・計画的推進を図るため、「京都府子どもの読書活動推進計画」（以下、「第一次推進計画」という。）を策定し、方針を示すとともに施策を実施してきました。

本府の第一次推進計画期間中も、国において子どもの読書に関連する法整備等が進み、平成17年に文字・活字文化振興法が成立し、文字・活字文化の振興に関する施策の推進が図られてきました。さらに、平成18年には約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念に関わる法律の改正が行われました。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第一次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図るため、ここに新たな「京都府子どもの読書活動推進計画」（以下、「第二次推進計画」という。）を策定します。

第2章 第一次推進計画期間における成果と課題

1 第一次推進計画期間における施策・達成状況について

(1) 第一次推進計画期間における施策について

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭、学校、地域社会それぞれの場及び三者の連携のもと、子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

◆全国読書フェスティバル

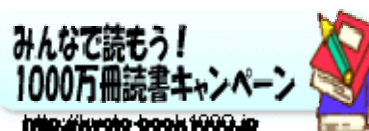
(平成18年1月28日開催)



府内各地から
約3,000名が
参加

◆みんなで読もう！1000万冊 読書キャンペーン

- ・平成18年1月28日スタート
- ・平成19年11月2日1,000万冊達成



◆子ども読書絵てがみコンテストの開催 (平成14年度～)

第8回 応募数19,060点



平成21年4月18日表彰 優秀作品から

◆「京の子ども110選」 「京の子ども ブックワールド」

府内全幼稚園、小・
中学校、府立学校の
子どもに配布
(平成16年度)



◆声に出して読もう！in京都

教育局ごとに実施 (平成18年度～)



平成21年度の学校発表から

◆教育局別子どもの読書活動推進事業 (平成16年度～)



司書教諭等の実践交流会



おすすめ本の紹介カード

◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣 (平成16年度～)
- ・延べ404名の教員が司書教諭資格取得

◆読書ボランティア養成支援事業

(平成19年度～)



小学校の
読書ボランティアに
よる読み聞かせ

◆府立図書館では

- ・貸出文庫・機関貸出 (昭和58年度～)
- ・連絡協力車の運行 (昭和59年度～)
- ・総合目録ネットワークの実施
(平成13年度～)
- ・取寄せ申込みeサービス
(平成18年度～)



高等学校の
図書館ニュースから

◆京のまなび教室での取組
(平成19年度～)



ボランティアによる
子どもへの読み聞かせ

◆親のための応援塾での取組
(平成19年度～)



保護者への親子読書の
啓発

◆地域で支える学校教育推進事業での取組
(平成20年度～)



ボランティアによる読み聞かせや
図書館の環境整備



◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

平成16年7月31日に設置
毎年3回、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、協議を実施

(2) 平成20年度における努力目標の達成状況について

第一次推進計画において掲げた京都府の努力目標の達成状況は、以下のとおりです。

ア 市町村における「子ども読書の日」(※1)に関連した取組の推進
府内20市町村の市町村立図書館・読書施設(以下「市町村立図書館等」という。)では、「子ども読書の日」に関する取組が実施されています。

イ 朝の読書等の一斉読書や読み聞かせの推進(小・中学校)
府内すべての小学校、90%以上の中学校で、朝の読書等の一斉読書や読み聞かせが実施されています。

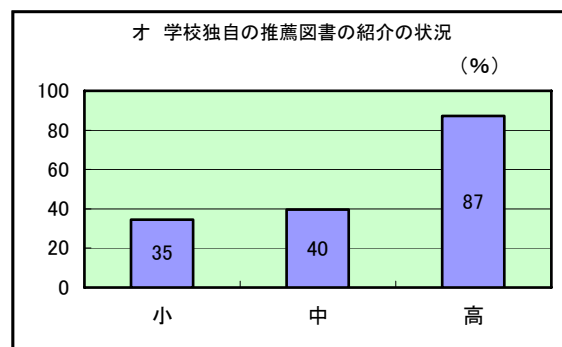
ウ 主体的に選定した本の読書感想文を書く取組の推進(高等学校)
90%以上の高等学校で、生徒が主体的に選定した本の読書感想文を書く取組が実施され、学習活動と結び付けて読書感想文を書く取組は、すべての高等学校で実施されています。

エ 個々の教育的ニーズに応じた取組の推進(特別支援学校)
特別支援学校では、絵本の映像化など、各学校で取組が進められ、俳句等、さまざまなコンクールに積極的に参加し入選しました。

オ 学校独自の推薦図書を紹介する
取組の推進

(小・中・高等学校)

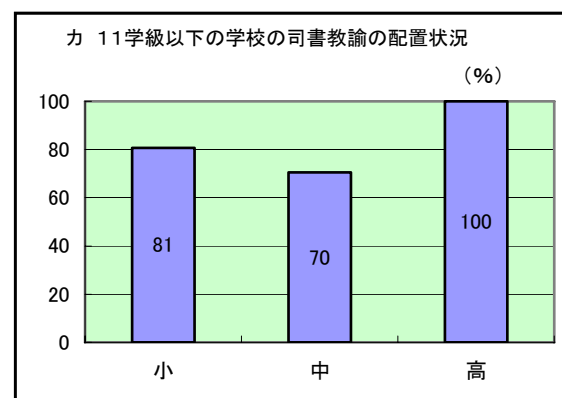
小学校では35%、中学校で40%
高等学校87%の学校で独自の推薦
図書の紹介がされています。



カ 司書教諭の配置の推進

(小・中・高等学校)

12学級以上の学校については、
小・中・高等学校とも全校に司書
教諭が配置されています。

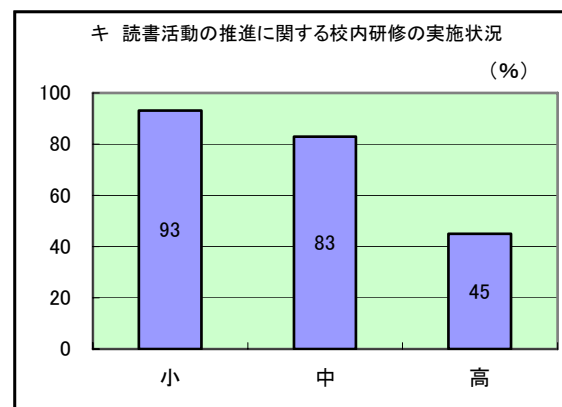


キ 読書活動の推進に関する校内研
修の推進

(小・中・高等学校)

90%以上の小学校、80%以上の
中学校で、読書活動に関する校内
研修が実施されています。

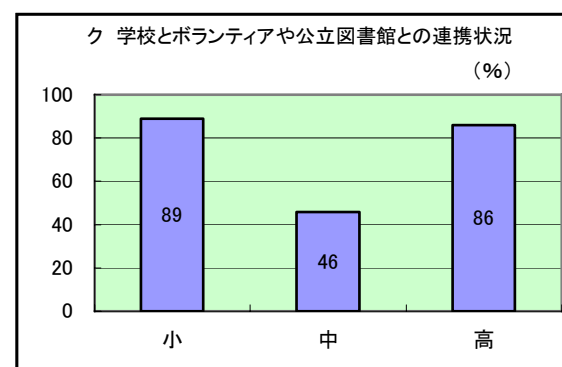
高等学校においては、45%の実
施状況です。



ク ボランティアや市町村立図書館
等の協力を得た取組の推進

(小・中・高等学校)

小学校と高等学校では、80%以
上の学校で、ボランティアや公立
図書館との連携が行われています。



2 第一次推進計画期間における成果

(1) 子どもの読書活動の意義・重要性についての意識の高揚

「全国読書フェスティバル」や「子ども読書絵てがみコンテスト」等の取組を通じて、ボランティアや「子ども読書絵てがみコンテスト」への応募数が増加するなど、社会全体で読書活動を推進する気運の高まりが見られます。

(2) 読書活動の定着化

多くの幼稚園、小・中学校で読み聞かせや一斉読書等、子どもたちの読書活動が定着しています。また、読み聞かせを興味を持って聞こうとする姿勢は、集中力を養うことにもつながっています。

多くの高等学校で推薦図書を紹介する取組が進み、自分の選んだ本の読書感想文等を書く活動が行われました。



毎週水曜日に朝読書を実施
(中学校)

(3) 特別支援学校での各種コンクール等への参加による意欲の向上

俳句や子ども読書絵てがみコンテスト等、さまざまなコンクールに積極的に参加し、受賞をすることで読書に対する意欲の向上につながりました。

(4) 学校と府立図書館、市町村立図書館等 (以下「図書館等」という。)やボランティアとの連携の拡充

小学校ではボランティアの協力を得て読み聞かせを行ったり、高等学校では府立図書館の機関貸出(※2)を活用して貸出し機能を高めたりするなど、多彩な連携が行われました。



小学校での読み聞かせ

(5) 府立図書館による市町村や保育所、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校(以下「学校等」という。)への支援の促進

府立図書館による貸出サービスや京都府図書館総合目録ネットワーク(※3)の整備が進み、市町村や学校等への支援が充実されました。

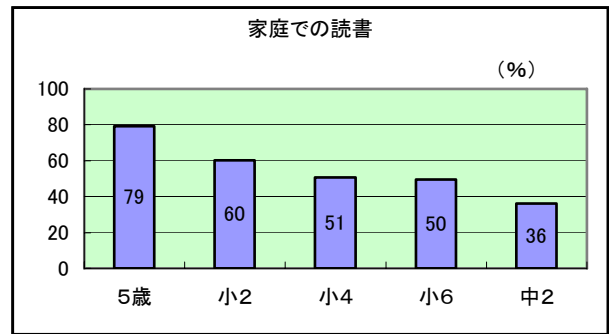
(6) 児童・生徒・府民の読書活動の活性化、読書意欲の向上

平成18年1月28日にスタートした「みんなで読もう!1000万冊読書キャンペーン」では、1000万冊の登録が目標よりも早い1年10箇月で達成されました。その後も平成21年で月平均約16万冊の登録が継続されているなど、児童・生徒・府民の読書活動の活性化、読書意欲の向上が図られました。

3 第一次推進計画期間における課題

(1) 家庭における読書活動の充実

学年が進むにつれ、家庭で読書をしている割合が少なくなっています。また、98%の保護者が読書の必要性を感じているものの、保護者自身が読書をしている割合は45%で、あまり読書をしていない実態があります。



(2) 学力の基盤となる「言語力」を高める読書活動の推進

平成16年と平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」では、我が国の子どもたちの読解力の向上を図ることが課題であることが明らかになっています。また、平成21年度に実施された「全国学力・学習状況調査」では、読書の好きな子どもほど平均正答率が高い状況にあります。学力の基盤となる言語力や読解力を高めるために、読書活動が果たす役割は非常に大きく、そのためにも子どもが「読書を好きだ」と感じるような読書活動を推進することが必要です。

(3) 特別支援学校における読書活動の充実

各学校でさまざまな取組が行われていますが、一人一人の子どもの実態に応じて、読書への興味・関心が高まるような取組の一層の充実が望まれます。

(4) 学校図書館機能の充実

中学校においては、放課後や昼休みに図書館が開館されていない学校が48%あり、学校図書館の機能をより充実させていく必要があります。また、読書への興味・関心を持たせるため、児童生徒の実態に合った学校独自の推薦図書を紹介する取組は、高等学校では87%行われていますが、小学校で35%、中学校で40%と、あまり進められていません。

(5) 学校とボランティアや図書館等との連携

小学校89%、高等学校86%と連携が進んでいますが、中学校においては44%であり、ボランティアや図書館等との連携が望まれます。

(6) 学校図書館図書標準（※4）の達成状況

平成15年度から府内各小・中学校の図書館の蔵書数は5%程度増加していますが、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校で20%、中学校で12%です。

(7) 市町村等における子どもの読書活動推進計画の策定

平成20年度末現在、14市町において推進計画が策定されています。

各学校独自の読書活動推進計画の策定状況は、小学校では73%、中学校で67%です。

第3章 推進計画の基本的な考え方

1 推進計画の基本的な考え方

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第一次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会における読書活動を推進するとともに、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動を高めていくことを重視しました。第二次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定しています。さらに、平成20年及び21年に改訂された学習指導要領においては、言語活動の充実が求められています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりを始めとして、言語力が豊かに育まれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。

第二次推進計画では、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる言語力を育成するとともに、感性を磨き、想像力や表現力の豊かな子どもを社会全体で育成することを目指して、「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動を推進します。

質の高い学力とは

- ◆ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - ◆ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
 - ◆ 主体的に学習に取り組む態度
- これらの要素が統合された学力を「質の高い学力」ということができます。

2 京都府の役割

京都府では、家庭、学校、地域社会や市町村のほか、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、広域的な観点から市町村とも連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に向けたそれぞれの取組への支援や広報・啓発、情報提供等に努めるよう本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目についてさまざまな取組例を示し、家庭や学校、市町村の具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭における読み聞かせを行うなど本に触れる機会を増やし、乳幼児期から身近なところで読書に親しむことができ、読書の習慣化につながるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を深めて豊かな感性を培い、

心身の発達に応じた読書習慣を形成し、生涯にわたる読書習慣が身に付くように、読書の機会を増やす取組を進めます。また、学力の基盤となる言語力を高め、感性を磨き、表現力を豊かにするための読書活動を一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

子どもや家庭と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中でも活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

3 推進計画の期間

本推進計画の期間は、平成22年度からおおむね5年間とします。



第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★ 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むよう啓発に努めます。
- ★ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するよう啓発に努めます。

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期から家庭において読書に親しみ、読書の習慣化につながるような働きかけが望まれます。

家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに与える影響が大きいことから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけを生活の中に見い出すよう配慮することが望まれます。

また、読書を通じて子どもが感じたり考えたりしたことを聞き、話し合うことで会話が増えることは、親子の関係を一層深める契機となります。

京都府では、PTAをはじめ子育て中の保護者が集う場等を活用し、大人も子どもも読書の大切さを実感できるよう、情報提供や啓発に努めます。

◇ 家庭で行われている取組例

- ◆ 家族全員で読書をする時間をつくる。
- ◆ 子どもが読書をしているときには、保護者もテレビを消して新聞を読んだり、読書をしたりする。
- ◆ 保護者が読書する姿を子どもに見せたり、子どもが触れやすいところに本を置いたりする。
- ◆ 図書館や書店に子どもを連れて行くなど、子どもが本に触れる機会を増やす。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの読書活動の推進を図る上で、保護者等の大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもは、大人から物語を聞いたり、市町村立図書館等が開催する読み聞かせ等に参加したり、読書をしている大人の姿に触れたりしながら読書意欲を高めていきます。

京都府では、「親と子の言葉の栞(しおり)」や「京の子どもブックワールド」などを配布していますが、子どもの読書活動の推進における家庭の

果たす役割の重要性について理解を図り、家庭において子どもの読書に対する興味や関心を高めるための啓発に一層努めます。また、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する気運を高めるため、市町村と連携して、市町村立図書館等の活用を促したり、保護者等を対象とした読書活動に関する講座を府立図書館のホームページ等を通して情報提供したりします。

◇ 市町村で行われている取組例

- ◆ 絵本の選び方講習や読み聞かせを実施する。
- ◆ ブックスタート(※5)を市町村立図書館等、保健・福祉関係機関等と連携・協力して行う。

P T Aでは子どもの健全な成長を図ることを目的とした活動が行われており、子どもの読書活動を充実したものにするためには、P T Aの協力を得ながら取組を進めることが重要です。

京都府では、読書の習慣化につながるような「親子読書」の事例や、市町村立図書館等で開催されるブックトーク(※6)等の取組を紹介し、さまざまなP T A活動に活用されるように努めます。



絵本の選び方講習会



PTAによる読み聞かせ

◇ PTAで行われている取組例

- ◆ 地域の集会所等で子どもに対して読み聞かせを行う。
- ◆ P T Aの読み聞かせボランティアの協力により、学校で朝の読書活動の取組を行う。
- ◆ P T Aが用意した図書を、各家庭に巡回させる。
- ◆ 「親のための応援塾」等に参加の保護者に子どもの読書活動について理解を促す。

イ 学校等との連携

子どものことばと豊かな心をはぐくむためには、子どもと優しく語り合う時間が大切です。その時間の中で自分が愛されていることや自分が守られていることを学びます。また、絵本等を見ながら語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。乳幼児期における読み聞かせなどの取組は、特に保育所、幼稚園では積極的に行われています。

家庭における読書活動の推進を図るためには、保護者が学校等の取組を十分理解して、その取組に積極的に参加するなど連携・協力することが望まれます。

京都府では、P T Aや学校等と連携して、学年が進むにつれて低下している家庭での読書の割合を改善するため、推薦図書の紹介や週末の家庭読書の取組等、子どもの読書意欲を喚起するような情報を提供し、家庭への働きかけに努めます。

◇ 学校等と家庭が連携して実施している取組例

- ◆ 保育所・幼稚園において、親と子が同じ本と一緒に読む「親子読書」を行う。
- ◆ 子どもの学年（年齢）に応じた推薦図書を紹介する。
- ◆ 家庭から学校への寄贈本を図書館の司書の協力を得て発達段階に応じて整理をし、有効活用する。
- ◆ 「ウィークエンド読書」、宿題等で家庭での読書を促す。

2 学校等における読書活動の推進

< 努力目標 >

- 今後5年間の内にすべての学校で実施されることを目指します。
- ★ 各校独自の読書活動推進計画の策定
(H20年 小学校73% 中学校67%)
- ★ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施
(H20年 小学校93% 中学校83% 高等学校45%)
- ★ 昼休み、放課後等の学校図書館の開館
(H20年 中学校52%)
- ★ 教科等の学習や学校行事を通じた読書活動の取組の実施
- ★ 司書教諭等(※)を中心に発達段階に応じた図書の推薦
(H20年 小学校35% 中学校40% 高等学校87%)
- ★ 読んだ本の内容をもとに感想や自分の考えを表現するなど、「ことばの力」を育成する取組の推進
- ★ 特別支援学校においては、一人一人の発達や障害の課題に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める読書活動の推進
- ★ ボランティアや図書館等との連携
(H20年 小学校89% 中学校46% 高等学校86%)

※司書教諭等とは、司書教諭や高等学校等の学校図書館司書(専門職員を含む)をいう。(以下同様)

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らしたりする楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針においては、絵本に興味を持たせることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。また、学校教育を実施する配慮事項として「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実する」ことが挙げられています。特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度」「幅広く読書しようとする態度」「読書を通して自己を向上させようとする態度」を育てることなどが指導の目標として示されており、「読み聞かせ」や「図鑑や辞典などを読んで利用すること」なども教育活動の中で取り扱う内容となっています。

さらに、子どもたちの読解力の向上が課題とされていることから、学校等における言語環境を整え、言語力を育成することが重要です。

このように学校等は、学習活動を通じて、子どもの読書意欲の向上、読書に親しむ態度の育成、言語力の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、小学校入学前から小・中・高等学校までを見通した「ことばの力」育成プログラム（※7）を開発し、質の高い学力の基盤となる言語力の育成を図るとともに、学校等における読書活動の推進に努めます。

また、「古典の日」（※8）を記念した各種の取組を通して、感性を磨き、想像力や表現力の豊かな子どもの育成に努めます。

◇ 情報発信の取組例

◆ 学校等において実施されている読書活動を推進する取組を「絵本だより」や「読書だより」、ホームページで積極的に発信する。

イ 保育所、幼稚園における取組

保育所保育指針及び幼稚園教育要領に示されているように、幼児が絵本や物語等に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように取組を創意工夫することが大切です。

幼児と絵本との出会いを充実したものにしていくためには、絵本を幼児の気が付きやすい場所に置き、安心して見ることが出来る環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対して絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ることや、保育所、幼稚園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携するなど創意工夫をすることが大切です。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教員及び保育士が、研修等を通して自らの指導力の向上を図るよう促します。

また、「聞く力」「話す力」を育成するために、小学校との連携による「小1ようい・どん」プログラムを提供し、保育所、幼稚園での読書活動の推進に努めます。

◇ 保育所、幼稚園で行われている取組例

- ◆ 絵本や物語、紙芝居等は、発達段階に応じた内容のものが、より一層子どもの興味・関心を高めることから、その選定をボランティアや市町村立図書館等と連携・協力して行う。
- ◆ 人形劇、パネルシアター(※9)、しかけ絵本等の教材を工夫する。
- ◆ 未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせ等を行うほか、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行う。
- ◆ 児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、保育所や幼稚園に出向いて読み聞かせ等を行う。

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。

また、すべての教職員が、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさと、学力・コミュニケーション・感性・情緒等の基盤となる言語力を高めるための読書活動の意義と重要性を深く自覚し、司書教諭等を中心として、読書活動に対する意識を総合的に高め、協力して創意工夫ある取組を進めていくことが求められます。

特に、読書の機会を増やす取組を積極的に推進するとともに、本を読むこと・調べること・表現することを通じた言語力の向上を目指す取組を実施することが重要です。

そのような取組を進めるために、各学校では、校内研修を実施して共通認識を図り、学校としての読書活動推進計画を定めるなど、読書活動を組織的に推進することが必要です。その上で、それぞれの学校の実態に応じた教育目標を読書と関連づけ、司書教諭等を中心とした、学校独自の推薦図書の選定を行うことが望まれます。

さらに、社会総がかりで子どもの読書活動を推進することは重要であり、学校が家庭や地域社会と連携して読書活動が推進されるよう啓発をしていくことも必要です。

京都府では、推薦図書の選定をはじめとする司書教諭等を中心とした計画的な読書活動が行われるよう、すべての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施と読書活動推進計画の策定がなされるように促します。また、学校等で発達段階に応じた言語力を育成するためのプログラムを提供し、言語力向上の取組を支援します。

さらに、ボランティアや図書館等の協力を得ることによって、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成に向けた多様な取組が工夫されるよう、さまざまな情報を提供します。

◇ 小・中・高等学校で行われている取組例

- ◆ 読書習慣を形成するため、年間読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨するなど、学校が具体的に明確な目標を設定する。
- ◆ 中学校において担任教師が生徒に向けてブックトークを行うなど、読書に親しむ態度を育てるための指導を行う。
- ◆ 児童生徒が発表するブックトークの大会や児童生徒による選書(※10)を行う。
- ◆ 児童生徒が読書記録を付けるなど、自らの読書生活を振り返り、自ら目標を設定して読書を行う。
- ◆ 学年や学校として、特定のテーマや課題図書を決めて読書会や読書体験発表会を行う。
- ◆ 学校支援セット貸出(※11)の活用や司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会を実施するなど、市町村立図書館等との連携により、学校図書館機能の充実を図る。
- ◆ 子どもたちによる推薦図書の取組
「友達にすすめたいこの1冊」などのキャッチフレーズで取り組んだ成果を小冊子や、読書だよりなどで積極的に紹介する。
- ◆ 教職員による推薦図書の取組
「教職員が薦める“我が校の推奨図書30選”」を選ぶ。



読書の発表会



中学生による幼稚園児への読み聞かせ

[illegible]

児童による選書会

児童の読書記録

エ 特別支援学校における取組

特別支援学校においては、障害のある子どもが豊かな読書活動を進められるよう、障害の状況に応じた選書や環境の工夫等について、さらに研究

開発に努めることが必要です。また、小・中・高等学校に図書や必要な機材の貸出及び情報提供を行い、学校間の連携を強めることが重要です。

京都府では小・中・高等学校と特別支援学校との連携が進むように地域支援センター（※12）の機能を活用するとともに、府立図書館による、デジタル図書（※13）等の多様な教材の貸出を通じて、子どもの実態に応じた読書活動が推進されるよう支援します。

◇ 特別支援学校で行われている取組例

- ◆ ことばや文章、本に積極的に接し、読み、書き、表現する力を高める取組として、次のような各種コンクール等への応募を進めている。
 - 〈詩〉 「矢沢幸賞」「NHKハート展」
 - 〈作文〉 「全国聾学校作文コンクール」「青少年読書感想文全国コンクール」
 - 〈俳句・短歌〉 「俳句、短歌で人とのふれあいを（京都府青少年育成協会主催）」
 - 〈標語等〉 「わたしのひとこと（京都人権啓発会議主催）」
- ◆ 読書に親しむことができるよう、授業において読書活動を積極的に取り入れるとともに、読み聞かせの継続や、教室内に図書コーナーを設ける。
- ◆ 障害・発達等の状況に応じて、人形劇、パネルシアター、しかけ絵本、デジタル図書等、物語への興味・関心を喚起する多様な教材や支援方法を工夫している。
- ◆ 点字本や拡大本等、読書活動を支援する資料の充実を図る。
- ◆ 昼休みの時間帯に、自由参加型の「読み聞かせタイム」を設定する。
- ◆ 将来の社会生活に役立てることを目指し、図書館の利用の方法（蔵書の確認や貸出の手続き等）について実際に現地に出かけて体験的学習を進める。
- ◆ 自他の障害について理解するための図書を整備する。

オ 教職員の推進体制

学校等における読書活動を推進するためには、各学校における校内研修や研究会等を通じての教職員間の共通理解のもと、司書教諭等を中心とした学校図書館の組織的・計画的な活用が図られるよう促します。また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善を進めていくことも重要です。

京都府では、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、その資質向上を一層図るため、司書教諭の研修講座の充実、教育実践の学校間交流の促進に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を有し、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

特に、今日、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められ

ています。そこで、各学校では、学校図書館が児童生徒のさまざまな学習活動を支援する機能を果たすことができるよう取組を進めることが必要です。

京都府では、学校図書館機能充実ガイドラインを示して、学校図書館の役割が十分に果たせるよう支援します。

イ 学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、さまざまな興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が何よりも重要です。

各市町村では、小・中学校の「学校図書館図書標準」が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、さらに質的・量的な充実を図る必要があります。そのような中、各小・中学校においては、寄贈図書を積極的に活用したり、市町村立図書館等と連携したりするなどして、図書資料の充実に努められています。

京都府では、府立図書館において、学校図書館では揃えにくい調べ学習用の図書等を整備し、貸出をすることによって、学校図書館機能が一層発揮されるよう支援します。

また、府立学校については、引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすためには、学校図書館にコンピュータを配備し、学校内外のさまざまな情報資源にアクセスできる環境が重要です。そのためには、校内LANの整備とともに、インターネット環境を整える必要があります。

また同時に、学校図書館の蔵書情報をデータベース化（※14）し、自校の蔵書管理だけではなく、他校や市町村立図書館等との共同利用化や相互貸借も将来的な構想として視野に入れる必要があります。

京都府では、府立図書館を通じて京都府図書館総合目録ネットワークなどを活用し、学校図書館からのレファレンス（※15）に対応するほか、先進的な学校や市町村立図書館等の取組も紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で学校における「知の拠点」となるよう支援します。

エ 学校図書館の開館

子どもの読書活動を推進するため、学校図書館を積極的に活用していくことが求められています。教科の学習等で効果的に図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、昼休み・放課後等のさまざまな時間帯に学校図書館が開館されることも大切です。そのために、ボランティアとの連携をより一層推進していく取組や、児童生徒が委員会活動等によって図書館の開館に、より積極的に関わっていく取組が重要となります。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、休業日においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。

京都府では、学校の教育活動に協力いただいている地域の方のボランティア活動を、学校図書館をはじめとする読書活動にも拡大し、積極的に活用できるように支援に努めます。

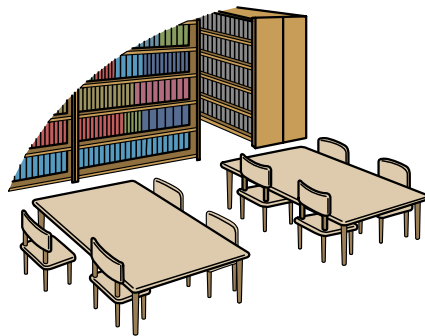
オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習等、児童生徒の多様な学習を効果的にするために余裕教室等の活用が望まれます。

京都府では、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例や校内における読書スペースやコーナーの設置例等を紹介するとともに、自習室の設置等、余裕教室を活用し、子どもの読書活動が一層推進するように情報提供に努めます。

◇ 学校図書館で行われている取組例

- ◆ 調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように机の配置を工夫したりする。
- ◆ 本や資料を探す方法について学校図書館で授業を行う。
- ◆ 学校図書館で昼休みに時間を決めて、教職員が順番に読み聞かせやブックトークを行うなど、すべての教職員による読書活動を行う。
- ◆ 中学校において、学校図書館支援ボランティア等の協力を得て、学校図書館を常時開館する。
- ◆ 読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング(※16)等を行う。



3 地域社会における読書活動の推進

<努力目標>

- ★ 図書館等におけるさまざまな取組について啓発に努めます。
- ★ 府立図書館においては、貸出文庫(※17)、機関貸出や学校支援セット貸出等により、市町村や学校等への支援の充実に努めます。
- ★ 市町村と連携して、読書に関わるボランティア活動の活性化に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

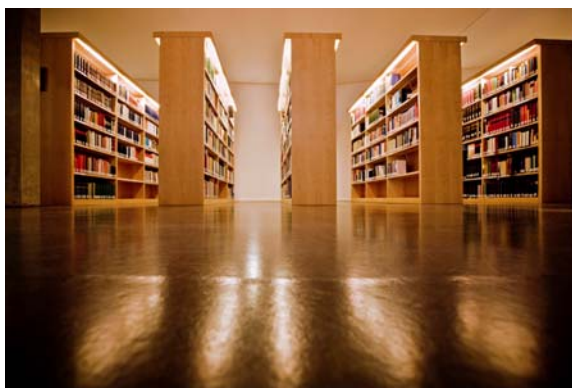
ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、子どもにとっては、地域において身近に自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、市町村立図書館等においては、児童室や児童コーナーの設置をはじめ、中学生・高校生世代向けコーナーを設けている図書館も増えてきており、子どもが利用しやすい環境づくりが進められています。また、点字絵本等の充実や施設のバリアフリー化等、障害のある子どもに対する読書環境や日本語以外の言語を使用する子どもに対するサービスを充実するなど、市町村の実情に応じて、地域のすべての子どもの読書活動の推進に向けたさまざまな取組が実施されています。

京都府では、市町村立図書館等と家庭、ボランティア、学校等との連携・協力が効果的に進んでいる事例等の情報提供を行います。また、学年が進むにつれ、家庭での読書の割合が低下していることから、府立図書館による貸出文庫や機関貸出等を通して、市町村立図書館等の中学生・高校生世代への読書サービスの充実を図り、図書館の利用が進むよう支援します。



◇ 市町村で行われている取組例

- ◆ 身近に図書に触れる機会の工夫
 - ・ 絵本への興味を深める原画展を開催する。
 - ・ 乳幼児対象の絵本やしかけ絵本、外国の絵本を展示する。
 - ・ 保護者等に本への興味を持たせ、子どもの読書活動への理解を深めるために、子どもの本について、大人の読書会を実施する。
 - ・ 点字絵本、録音資料、映像資料の充実、施設のバリアフリー化等、障害のある子どもの読書環境を充実する。
 - ・ 外国語資料の充実等、日本語以外の言語を使用する子どもの読書環境を充実する。
- ◆ 学校等、民間団体、関係機関等との連携
 - ・ 学校等や読み聞かせグループに図書資料を一定期間貸出す。
 - ・ 学校図書館と市町村立図書館等をネットワークで結び、相互貸借を行う。
- ◆ 図書館等を利用する機会を増やす取組
 - ・ 科学遊びなど、子どもが興味・関心を持つ取組を行う。
 - ・ 家族へのプレゼントカード作りや名画鑑賞会、折り紙細工等、家族で参加できる取組を行う。
- ◆ 市町村立図書館等の充実
 - ・ 計画的に図書資料を充実する。
 - ・ 来館者が検索等で使用するパソコンの整備、図書資料のデータベース化などの機能を充実する。
 - ・ 遠隔地にある地域の子どもへの図書館サービスの向上を図るために移動図書館を整備する。
 - ・ 子どもの読書活動を支援するボランティアの養成や資質向上を図る研修を実施し、受け入れを行う。
 - ・ ホームページや広報紙等を活用して、取組内容を積極的に情報発信する。
 - ・ 中学生・高校生世代向けコーナーを設置する。
 - ・ 推薦図書（ブックリスト）を作成する。

イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館は、広域的な観点に立って、府立総合資料館、市町村立図書館等と連携して図書に関する情報の収集や発信をするなど、府内全域の情報センターとしての機能を果たすとともに、学校図書館、国立国会図書館関西館（※18）等と連携・協力し、図書館サービスの充実を図るなど、府内の中核となる図書館としての役割を果たしています。

また、府立図書館は、府内全域で均質な図書サービスが受けられるように、京都府図書館総合目録ネットワークを構築して、連絡協力車（※19）を全市町村に毎週巡回させ、図書の相互貸借の円滑化を図るとともに、市町村立図書館等や学校図書館に長期的な貸出を行ったり、職員からのレファレンス等に応じたりすることにより、地域における子どもの読書活動の取組を支援していく重要な役割があります。

京都府では、府立図書館と一体となって、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するとともに、相互の連携・協力が活発に行われるような取組を支援します。

また、貸出文庫、機関貸出や学校支援セット貸出等の推進を図るとともに市町村立図書館等の職員に対する「読み聞かせの講習会」の開催や、優れた取組や多様な実践を交流する研修機会の充実等によって、子どもの読書活動の推進を支援します。

◇ 府立図書館で行われている取組例

- ◆ 市町村立図書館等、地域の団体や学校に対して、貸出文庫による図書の貸出しを行う。
- ◆ 学校支援セット貸出や機関貸出を実施し、市町村立図書館等や府立学校を連絡協力車が巡回して図書資料を提供する。
- ◆ 府立図書館主催の研修会や、京都府図書館等連絡協議会と連携した実務研修会を行い、市町村立図書館等の職員の資質向上を図る。
- ◆ 子どもの読書活動に関する市町村の取組等について、ホームページを活用した情報提供を行う。

(2) 民間団体の役割

ア 民間団体の活動の役割

子どもの読書活動を行うNPOやボランティアグループなどの民間団体は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの読書活動の推進に関する理解を深め、関心を高めるとともに、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与しています。また、市町村立図書館等への登録団体数も増え、地域社会や学校等での活躍が進んでいます。

イ 民間団体との連携

子どもの読書活動を推進する民間団体には、市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。

京都府では、地域住民の協力による「地域で支える学校教育推進事業」や「京のまなび教室」など社会教育事業を紹介し、読み聞かせやお話し会等、子どもの読書活動を支援する民間団体への活動の場を積極的に提供します。

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

- 市町村と連携し、一層の充実を目指します。
- ★ すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定
(H20年 14市町)
- ★ すべての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施
(H20年 80%)

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修機会等を通じて関係機関・団体等の相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。

また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会と連携し、児童生徒がより広く図書館を利用できるよう読書環境づくりを行います。さらに、ボランティアの活動状況の実態把握を行うとともに、学校等でより積極的な活用が図られるよう啓発に努めます。

◇ 市町村で行われている取組例

- ◆ 妊娠期や子どもの発達段階に応じた健診時等において、絵本等の選び方や読み聞かせなど、読書活動に関する内容を取り入れる。
- ◆ 学校への図書資料の貸出や職員の派遣等、市町村立図書館等と学校が連携・協力する。
- ◆ 児童書や関連資料の収集や保存、貸出を行っている国際子ども図書館(※20)と市町村立図書館等や学校図書館が連携する。
- ◆ 児童文学に関する専門書・研究書について情報を受けるなど、市町村立図書館等と大学図書館や国立国会図書館関西館が連携する。
- ◆ 市町村立図書館等の間で図書を相互貸借する。

◇ 団体で行われている取組例

- ◆ 学校図書館、大学図書館、図書館等の関係者が参加して開催される京都図書館大会で、子どもの読書活動について研究協議を行う。

(2) 啓発・広報の推進

ア 情報提供・啓発

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の

情報に接し活用できるようにすることが大切です。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。

また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、さまざまな機会を活用して、子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進め、すべての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

◇ 市町村で行われている取組例

- ◆ 図書館職員が学年に応じた「おすすめの本リスト」を作成し、積極的に紹介する。
- ◆ 府立図書館職員の参画を求め、市町村における「子どもの読書活動推進計画」を策定する。
- ◆ 学校や図書館等においては、ボランティアとの連携による読み聞かせやお話し会、大人の朗読会、本の修理等さまざまな活動を実施する。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

京都府では、「子ども読書の日」の記念事業として、広く子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子ども読書絵てがみコンテスト」を実施しています。

市町村と連携し、読み聞かせやパネルシアター、人形劇、本の特別貸出等、「子ども読書の日」に関連したさまざまな取組が実施されるよう、積極的な啓発・広報活動を行い、府民の理解と関心が一層深まるよう努めます。

◇ 市町村で行われている取組例

- ◆ 「子ども読書の日」記念行事として、「子ども一日図書館員」の取組をする。
- ◆ 絵本作家による紙芝居を行う。
- ◆ 「さわる絵本」を親子でつくる体験教室を実施する。

(3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力して取組を推進する必要があります。

京都府では、第一次推進計画において、関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置しました。第二次推進計画においても、「京都府子ども読書活動推進会議」を継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、協議を進めます。

用語の解説

※1 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、毎年4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められた。

ユネスコは、平成7年にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、4月23日は本や花を贈り合うスペインの伝統的な「サン・ジョルディの日」でもある。

※2 機関貸出

図書館活動を支援するため、市町村立図書館等や学校図書館が所蔵していない図書資料等について、府立図書館の図書資料を貸出すこと。

※3 京都府図書館総合目録ネットワーク

府立図書館と府立総合資料館、市町村立図書館等、大学図書館をネットワークで接続し、各館が所蔵する目録をデータベース化することにより、総合的な検索を可能にし、相互の図書の貸借や情報交換、レファレンス(※15)を行う仕組。インターネット上からも図書の検索ができる。平成18年12月府内全市町村が参加。

※4 学校図書館図書標準

公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年に設定された。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。

※5 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった取組。保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どものことばと豊かな心をはぐくむことを支援するために、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。本を読むきっかけづくりと捉える場合もある。

※6 ブックトーク

ある一つのテーマに沿って、複数の本を関連付けながら部分的に紹介して、子どもにその本への関心と意欲を高め、読書へ誘う取組のこと。

※7 「ことばの力」育成プログラム開発

「1200字の小論文が書ける力」等、発達段階に応じた具体的な目標を掲げ、教材や指導方法の開発を進めている。

また、乳幼児期から情感豊かなコミュニケーション力を育てるために、身に付けさせたいことばを親子の会話事例集としてまとめた「親と子の言葉の葉（しおり）」は、作成し、3歳児健診時等で保護者へ配布している。

※8 古典の日

「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日付が、寛弘5年（1008年）11月1日であることから、古典に親しみ、古典を日本の誇りとして後世に伝えていくため、平成20年11月1日に開催された「源氏物語千年紀記念式典」において、11月1日を「古典の日」として共同で宣言した。

※9 パネルシアター

子どもの物語への関心と意欲を高めるために、布をはった大きなパネルに専用の紙（不織布）で作った絵や人形をくっつけたり外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じること。

※10 児童生徒による選書

学校が購入する図書について、児童生徒が選書を行い、その結果を踏まえて図

書を購入。自分が選んだ本を友達に薦めるなど、飛躍的に読書量が増える効果も生まれている。

※11 学校支援セット貸出

学校教育活動への連携・協力の一環として、調べ学習等に役立つ図書をテーマごとにセットで貸出を行うこと。

※12 地域支援センター

特別支援学校の専門性を活かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を果たすために、全府立特別支援学校に設置している。地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等の障害のある子どもの教育に関して相談・支援を行うとともに、学校等からの要請に応じて研修講師を派遣したり、教材・教具を貸出したりするなど必要な支援を行う。

※13 デイジー図書

DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための録音テープに代わるデジタル録音図書。国際標準規格として、40か国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行なわれている。

※14 データベース化

図書資料をコンピュータで検索できるように、書名、著者名等をコンピュータにデータとして登録すること。

※15 レファレンス

相談等に対して必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする業務のこと。府立図書館ではホームページに「調査・相談（レファレンス）受付」を設け、平成15年3月からメールでも相談できるようになっている。

※16 ストーリーテリング

話し手が物語（昔話など）を覚えて自分のものにして、本を見ないで語り聞かせることで、子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができるとされている。

※17 貸出文庫

市町村が行う図書館活動を支援するため、府立図書館が児童書を中心にまとめた冊数の貸出を行うこと。

※18 国立国会図書館関西館

国立国会図書館は日本で唯一の国立図書館として、日本の出版物を広く収集してきた。関西館は、増加する図書館資料の収蔵スペースを長期的に確保し、21世紀の高度情報化社会に対応した図書館サービスを提供するとともに、関西地区の大型情報提供施設としての機能を果たすことを目的として京阪奈丘陵に平成14年10月に開館。

※19 連絡協力車

市町村立図書館等の取組を支援するため、全市町村を毎週1回巡回し、京都府図書館総合目録ネットワークにより貸し借りされる図書の運搬等を行う。

※20 国際子ども図書館

国内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行うために、国立国会図書館の支部図書館として平成14年5月に開館した我が国初の国立の児童書専門図書館。

子どもの読書活動を推進するために

